

埼玉県社会福祉審議会委員募集要領

1 趣旨

埼玉県社会福祉審議会は、埼玉県の社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するとともに、知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するため、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置された附属機関である。

社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）について、県民の意見をより広く反映させるため、委員の一部を公募により選任しようとするものである。

2 募集人数

1人

3 任期

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで（2年間）

4 応募資格

県内在住で、令和8年10月1日現在の年齢が満18歳以上の者。ただし、国、地方公共団体の議員及び特別職を含む公務員（退職後2年以内のものを含む。）は除く。

5 応募方法

- (1) 別紙に氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、職業（勤務先）、活動経験を明記し、作文を添付の上、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 作文のテーマは、「誰もが安心して暮らせる地域を実現するために、どのような取組が必要か」（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）とし、800字以内にまとめること（様式自由）。

6 締切り

令和8年7月31日（金）※消印有効

7 選考方法

- (1) 第1次選考は、提出された作文の審査を実施する。
- (2) 第2次選考は、第1次選考を通過した者について、面接による審査を実施する。

8 その他

- (1) 審議会は、年に1～2回程度開催し、開催日は平日とする。
- (2) 審議会に出席した場合は、県の規程により報酬及び交通費を支給する。
- (3) 応募書類及び個人情報、この目的以外には使用しない。

9 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

さいたま市浦和区高砂3-15-1

Tel 048-830-3223

Fax 048-830-4801

E-mail a3380-07@pref.saitama.lg.jp